

私たちの望む改善とはほど遠い大綱の「改善」

給与改定・給料表の改定

給与改定は昨年に引き続き高水準、3・03%の給料月額引上げ、ボーナス0・05月分引上げが勧告通り実施されます。

給料表の改定（平均改定率）では、教育職給料表（3）（1〜特2級）は、3・86%（12692円、昨年度4・70%）、再任用教職員4・16%（12137円、昨年度2・44%）。教育職給料表（4）（1〜特2級）は、3・82%（12822円、昨年度4・85%）、再任用教職員3・99%（11527円、昨年度2・45%）これらは令和7年4月1日に遡って支給されます。ボーナスの改定も勧告通り行われます。

地域手当の改定

3%から4%に改正し、令和8年4月1日から実施します。

勤勉手当の改定

勤勉手当基礎額から扶養手当を外し、職務段階別加算の加算割合を改正（55歳以上、又は4大卒経験30年以上7・5%から8%）します。

「主務教諭」が導入され、給料の調整額は減額へ

10月22日給与改定等の大綱提示がありました。教育委員会の用意した項目一覧によると、17項目にも及びました。給料表の改定に始まり、ボーナスの改正など例年と同じ項目に加え、勤勉手当の改正、生理休暇の改正、旅費制度の改正、そして今年度争点の一つである教員の処遇改善、高等学校教職員・校務員・学校給食監理士の適用条例の移管と多岐にわたりました。

成績率の改正と開示

勤務成績が特に良好な教職員には100分の5から100分の15を加えます。再任用は100分の2・5から100分の7・5を加え、勤務成績が良好でない教職員は100分の10から100分の30を減じます。（再任用は100分の5から100分の15）

人事評価結果を全員に開示します。

新設された加算

育児休業等を取得した教職員の業務のフォローに係る加算が新設されます。内容は1カ月を超える教職員の業務をフォローしたと評価された教職員に100分の8以内を加えることができる。ただし常勤教職員による代替が行われる場合は加算されません。

処遇の改善

教職調整額を4%から5%へ改正、義務教育等教員特別手当の改正（700円〜2200円の減額）・特別支援学校・学級を除く学級担任手当月額3000円加算、特殊勤務手当の改正、給料の調整額の

改正（特別支援学校・学級の給料の調整数を1から0・5に、経過措置0・75）、主務教諭の新設などがあります。昨年度前進した子育て支援や介護に関する項目はありません。

会計年度任用職員の処遇

会計年度任用職員の給料及び報酬の改定は、給料表の改定に伴い改定されます。実施時期は、令和7年度冬季の期末手当の支給対象職員は4月1日に遡る。期末手当の支給対象職員以外の職員は令和7年12月1日とするとなっています。

通勤手当の改正

このほか、通勤手当の改正として、「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分に係る手当額の改定（2000円〜7100円アップ）、距離区分の上限引き上げ及び距離区分の新設、駐車場等利用者に係る通勤手当の改正などがあります。

後半の交渉に向けて

後半の交渉では、給特法改正が教職員の処遇改善につながるように強めます。また昨年に引き続き常勤講師の2級適用、会計年度任用職員の更新上限廃止・権利の拡大、育児介護のさらなる充実、暫定再任用職員の給与改善、事務補助割がしをもとに戻す等切実な職場の声を教育委員会へ届けます。（詳細2・3面）

北九州の戦争遺跡

山田弾薬庫②（小倉北区）

1945年10月、弾薬庫は米軍に接収されました。戦後の米軍による日本軍施設の接収は、日本の非軍事化だけでなく、冷戦の萌芽期において、日本の広範な軍事・産業インフラを自らの戦略目標のために再利用するという、米国のより大きな戦略の一環でもありました。

しかしこの時期は付近の住民が入りし、残された木箱などを薪等として持ち帰り、山菜を採集するなどしていました。46年5月21日、火薬庫が爆発し敷地内にいた住民62人が犠牲になりました。この事故で住民は自分たちが危険と隣り合わせで生活していることを思い知らされました。

50年に朝鮮戦争が始まる等国連軍の弾薬集積拠点として活用されます。「在日兵站司令部」の指揮下で、門司港等から送られた弾薬を一時保管し、戦況に応じて仕分け、数を揃え、前線に送出する役割を果たしました。これ以後弾薬庫は米軍の重要な兵站拠点として活用されました。

10/5 手をつなぐ会「秋の共育集会」

語ろう、理想の教育・夢の学校

全教北九州は「手をつなぐ会」と共催で、「共育集会」を年2回、春と秋に開催しています。今回は「理想の教育・夢の学校」をテーマに制度や財源の問題は一旦脇において教育と学校について、ざっくばらんに語り合う企画でした。

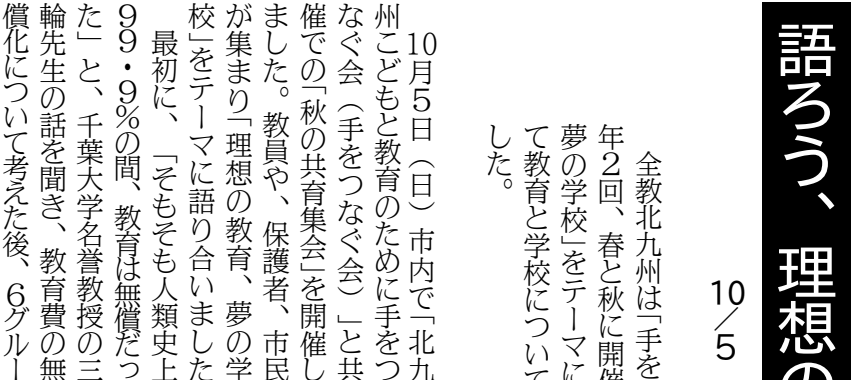
10月5日（日）市内で「北九州こどもと教育のために手をつなぐ会（手をつなぐ会）」と共催での「秋の共育集会」を開催しました。教員や、保護者、市民が集まり「理想の教育、夢の学校」をテーマに語り合いました。

最初に、「そもそも人類史上、99・9%の間、教育は無償だった」と、千葉大学名誉教授の三輪先生の話を聞き、教育費の無償化について考えた後、6グループに分かれて、今の学校教育に対する思いなどを語る「しゃべり場」を行いました。

ある子どもが「学校にはやらなければいけないことと、やってはいけないことしかない！」と言ったそうです。自由な時間、自由な空間がなくなっているのだなと思いました。

一日の中で、子どもたちにもっと「自由な時間」がいるのではないか？そのために、授業時間も短くていいし、宿題もなくていいんじゃないか？自由に持ち帰られるプリントを用意すれば、押し付けではない「勉強」はできる。

中教審のある部会の座長を務めた方が、部会の終わりに「娘の家族が住んでいるヨーロッパのある地域では、宿題などなく、家庭では何かをつくることに時間をさき、家族でよく議論をしていますよ。」と言っていたそうです、教育を語りつつも大人の働き方も含めて、社会全体を見直していかなければと思った会となりました。

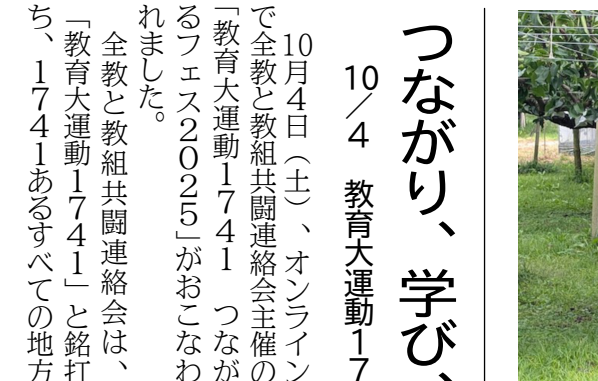


9/27 全教北九州・共済会 梨狩りバスハイク

うきは市でたっぷり息抜き

9月27日（土）秋のバスハイク「フルーツ狩り」を開催しました。毎年、全教北九州と全教北九州共済会の福利厚生事業として共同でおこなっているものです。今年は夏休み終了後は忙しいので参加できないという声にこたえて、9月末に日程を設定しました。すると今度は定期考査等で忙しいなどで参加できないという声があり、教員の多忙という問題が反映する結果となりました。また近年の異常な高温により果樹の生育が早まった結果、ぶどう狩りはできず、梨狩りのみとなりました。

JR小倉駅に集合し、バスで福岡県うきは市の春光園で梨狩り。梨を試食をし、取り方の説明を聞いた後、かごを持ってもいでいきました。小さい子どもは、蛙をつかまえて遊んでいました。梨狩りを楽しんだ後は、柿やシャインマスカットの生ジュースを飲んだり、隣のジェラートショップで季節のフルーツを使ったジェラートを楽しんだりと思い思いに過ごしました。



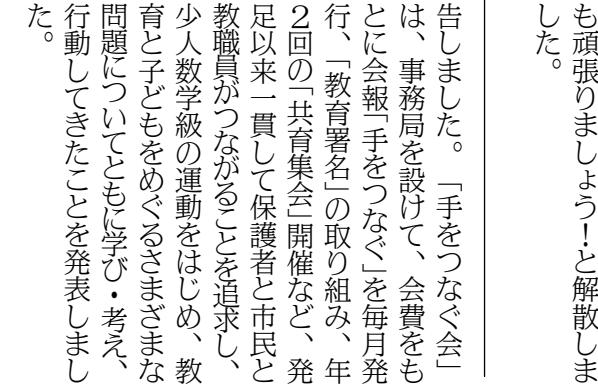
10/4 教育大運動1741 つながるフェス2025

つながり、学び、考え、行動する

10月4日（土）、オンラインで全教と教組共闘連絡会主催の「教育大運動1741 つながるフェス2025」がおこなわれました。

全教と教組共闘連絡会は、「教育大運動1741」と銘打ち、1741あるすべての地方自治体で、市民と教職員がつながって教育をめぐるさまざまな問題をともに考え、解決を目指すという運動をしています。

この日のシンポジウムで、北九州からは、36年間続いている「北九州こどもと教育のために手をつなぐ会」のとりくみを報告しました。「手をつなぐ会」は、事務局を設けて、会費をもとに会報「手をつなぐ」を毎月発行、「教育署名」の取り組み、年2回の「共育集会」開催など、発足以来一貫して保護者と市民と教職員がつながることを追求し、少人数学級の運動をはじめ、教育と子どもをめぐるさまざまな問題についてともに学び、考え、行動してきたことを発表しました。



令和7年度

小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の

教職員の給与改定等の大綱について（概要）

10月22日に提示された「令和7年度小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の教職員の給与改定等の大綱について」の概要です。インターネット上で閲覧できるものと項目名、掲載順が異なるものがあります。内容は今後の交渉によって変更される場合があります。

- ▼割愛した項目
- ・宿日直手当の改定
- ・会計年度任用職員の宿日直手当及び宿日直手当に相当する報酬の改定
- ・旅費制度の改正

1 給料表の改定

令和7年4月1日改定
※平均改定率、括弧内の金額は平均改定率に基づくもの

- ▼再任用以外
- 特別支援学校教諭 3・86%
(12692円)
- 小・中学校教諭 3・82%
(12822円)
- 行政職 3・47%
(11481円)

▼再任用

- 特別支援学校教諭 4・16%
(12137円)
- 小・中学校教諭 3・99%
(11527円)
- 行政職 4・13%
(10900円)

2 会計年度任用職員の給料及び報酬の改定

- ・改定時期は令和7年4月1日に遡及して行う
- ・勤務時間が週15・5時間未満の人は令和7年12月1日に改定する

3 期末勤勉手当

2025年度冬季

- ▼再任用以外
- 期末手当100分の127・5
- 勤勉手当100分の107・5
- 合計 100分の235

- ▼再任用
- 期末手当100分の72・5
- 勤勉手当100分の52・5
- 合計 100分の125

▼会計年度任用職員

- 期末手当100分の127・5
- 勤勉手当100分の107・5
- 合計 100分の235

2026年度夏季

- ▼再任用以外
- 期末手当100分の126・25
- 勤勉手当100分の106・25
- 合計 100分の232・5

▼再任用

- 期末手当100分の71・25
- 勤勉手当100分の51・25
- 合計 100分の122・5

▼会計年度任用職員

- 期末手当100分の126・25
- 勤勉手当100分の106・25
- 合計 100分の232・5

4 地域手当の改正

令和8年4月1日実施

▼率の改正

- ・4％に改正する。
- ▼経過措置の終了
- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間3％とする経過措置を終了する。

5 通勤手当の改正

自動車等使用者に係る手当の改定

▼手当額の改定

- 令和7年4月1日実施
- ・「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分に係る手当の額を引き上げ（200円→7100円アップ詳細省略）
- ▼支給上限の引上げ及び距離区分の新設
- 令和8年4月1日実施
- ・支給上限を38700円から66400円に引き上げ

- ・60km→100kmの間に区分を新設（詳細省略）

駐車場等の利用者に係る通勤手当の改正

令和8年4月1日実施

▼対象者

- ・自宅から通勤経路上の駅及び勤務公署周辺において自動車等の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常例とする教職員

▼手当額

- ・月額5000円を超えない範囲内で支給する

6 勤勉手当の改正

▼勤勉手当基礎額の改定

令和8年4月1日実施

- ・基礎額から扶養手当を除く

▼職務段階別加算の加算割合の改正

- 令和8年12月1日実施
- ・55歳以上、4年制大学卒業勤続30年以上の教職員は7・5％から8％に改正

▼成績率の改正

- 令和8年4月1日実施
- ・勤務成績が良好でない教職員100分の10から100分の30を減じる。再任用教職員は100分の5から100分の15を減じる。

令和8年12月1日実施

- ・勤務成績が特に良好である教職員は、100分の5から100分の15を加える。再任用教職員は、100分の2・5から100分の7・5を加える。

▼育児休業等を取得した教職員の業務のフォローに係る加算の新設

令和8年4月1日実施

- ・育児休業等の期間が連続して1カ月を超えることとなる教職員をフォローしたと評価された教職員（常勤教職員による代替が行われる場合を場合を除く）

7 生理休暇の改正

令和8年4月1日実施

▼名称

- 女性教職員のヘルスケア

▼通称

- ライフサポート休暇

▼取得要件

- ・生理又はPMS（月経前症候群）により、心身に不調がある場合

▼会計年度任用職員の扱い

同様に改正する

8 早期希望退職

▼対象者の年齢引き上げ

- ・45歳以上としていたものを50歳以上に引き上げ
- ・対象年齢以外は変更なし

9 会計年度任用職員の通勤手当及び通勤に係る費用弁償の改正

▼対象者

- ・週の要勤務日数が5日以上の者（月の初日から末日まで任用されるものに限る）

令和7年4月1日実施

▼自動車等使用者に係る費用弁償の改定

- ・10円→340円アップ（詳細省略）

令和8年4月1日実施

▼60km以上の区分の新設

- ・65km以上で月額160円→1320円アップ

▼駐車場等の利用者に係る費用弁償の改正

- ・フルタイムの会計年度任用職員は常勤教職員の例により支給
- ・パートタイムの会計年度任用職員はフルタイムの会計年度任用職員の例により支給

▼支給限度額の引上げ

- ・55000円から15万円に引き上げ

10 教員の処遇改善について

教職調整額の改正

令和8年1月1日実施

▼支給割合

- 100分の10に改正する

▼経過措置

- （各年1月1日から12月31日まで）
- 令和8年 100分の5
- 令和9年 100分の6

令和10年

令和11年

令和12年

100分の7

100分の8

100分の9

指導改善研修被認定者の扱い

原則支給しない

義務教育等教員特別手当の改正

令和8年1月1日実施

・減額する

（700円→2200円の減額

および給料の0・5％減額）

・小学校、中学校の学級（特別支援学級を除く）を担任する教職員の手当での月額に3000円加算する

特殊勤務手当の改正

令和8年1月1日実施

▼学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務

・日中8時間程度から4時間程度に変更

・月額7500円を8000円に引き上げる

▼多学年学級担当手当

・廃止する

給料の調整額の改正

令和9年1月1日実施

▼特別支援学校・学級の調整数

- ・1から0・5とする

▼経過措置

- ・令和9年1月1日から12月31日まででは0・75とする

主務教諭の新設

令和8年4月1日実施

▼職務内容

- ・学校教育法に規定する「児童の教育をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の教職員間における総合的な調整を行う」職とする

▼新設に伴う給料表の改正

- ・新たな職務の給を2級と特2級の間に新設する。

▼支給対象となる給料・手当

- ・教育業務連絡手当を除くすべて

11 高等学校教職員、一般事務員（校務員）、学校給食監理士の適用条例の移管

令和9年4月1日実施

- ・「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」「教職員給与条例」「教職員定数条例」となり、給与や権利などが変更。（内容省略）

給与表の改定（平均改定率）

	再任用以外	再任用
小中学校教諭	3.82%（12,822円）	3.99%（11,527円）
特別支援学校教諭	3.86%（12,692円）	4.16%（12,137円）
行政職	3.47%（11,481円）	4.13%（10,900円）

期末勤勉手当（2025年冬季）

	再任用以外	再任用	会計年度任用職員
期末手当	100分の127.5	100分の72.5	100分の127.5
勤勉手当	100分の107.5	100分の52.5	100分の107.5
合計	100分の235	100分の125	100分の235

期末勤勉手当（2026年夏季）

	再任用以外	再任用	会計年度任用職員
期末手当	100分の126.25	100分の 71.25	100分の126.25
勤勉手当	100分の106.25	100分の 51.25	100分の106.25
合計	100分の232.5	100分の122.5	100分の232.5

各項目の実施時期

R7(2025).4.1	・給与表の改定・会計年度任用職員の給料及び報酬の改定 ・通勤手当（自動車等使用者の現行距離区分に係る手当）の改定
R7(2025).12.1	・給料及び報酬の改定（週15.5時間の会計年度任用職員）
R8(2026).1.1	・教職調整額の改正（100分の5 以後1年ごとに1づつ増加） ・義務教育等教員特別手当の改正 ・特殊勤務手当の改正
R8(2026).4.1	・主務教諭・地域手当の改正・生理休暇の改正 ・勤勉手当基礎額から扶養手当除外 ・育児休業等を取得した教職員のフォローに係る加算 ・通勤手当（自動車等使用者の距離区分新設ほか・月極駐車場代）の改定 ・成績率（勤務成績が良好でない教職員への減算）の改定
R8(2026).12.1	・職務段階別加算の加算割合の改正 ・成績率（勤務成績が特に良好である教職員への加算）の改定
R9(2027).1.1	・給料の調整額の改正
R9(2027).4.1	・高等学校教職員、一般事務員（校務員）、学校給食監理士の適用条例の移管